平成２３年（フ）第１１８号
長野県塩尻市大字広丘高出1563、住民票上の住所長野県塩尻市大字広丘堅石2145番地260
債務者　百瀬　章広
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１４６号
長野県塩尻市大字洗馬134番地１
債務者　柴田　有子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１３８８号
愛知県日進市栄１丁目1605番地　ルミエール日進Ⅱ206
債務者　福士あゆみ
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３６号
大津市水明２丁目27番地６
債務者　山田奈津代
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４６号
大津市大谷町20番23号
債務者　白藤　雅彦
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５５号
京都府宇治市広野町東裏26番地の２　グリーンアネックス205号
債務者　滝沢万主夫
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３８８号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字野畑34番地の１
債務者　中坊　有利
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６８２号
京都市南区八条内田町15番地
債務者　中島絵美子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７５７号
京都市伏見区羽束師鴨川町28番地　清風荘１号
債務者　片野信太郎
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７８２号
京都市左京区一乗寺払殿町12番地22
債務者　齋藤　　幸
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８１３号
京都市右京区梅津構口町47　カノン101野木亜希子方、住民票上の住所京都市山科区御陵荒巻町９番地４　紫雲荘102
債務者　藤本　宏美
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８１７号
京都市伏見区向島丸町４番地７　向島市営住宅８－２棟607号
債務者　三浦麻紀子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８１８号
京都市西京区大原野東竹の里町四丁目２番地54棟408号
債務者　京きもの美人舞衣夢こと　公手　　進
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８５９号
京都市西京区下津林大般若町90番地の10
債務者　大槻　　弘
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８６２号
京都市中京区油小路通丸太町下る大文字町51番地
債務者　寺林　和司
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２５４号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵565番地　公営住宅４―106号
債務者　ハリントン愛（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２７９号
奈良県生駒市壱分町250番地29
債務者　椋本賀英子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
奈良地方裁判所